

## Ⅳ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概要と市内事業所の状況

### 1. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れるよう、障がい者個々の多様な生活を支えるサービス体系として（１）訪問系サービス、（２）日中活動系サービス、（３）居住系サービスに分かれ、それぞれを組み合わせながらサービスが支給決定されています。

#### （１）訪問系サービス

##### ◆居宅介護

日常生活に支障のある障がい児者の家庭を訪問し、入浴や食事等の介護、衣類の洗濯や住居の清掃等の介護を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ジャパンケア滝川
■ ヘルパーステーションピーすふる
■ ヘルパーステーションのどか

##### ◆同行援護

重度の視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーションピーすふる
■ ヘルパーステーションのどか

##### ◆行動援護

知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な障がい者で常時介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等の援助を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーション ピーすふる

##### ◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常時介護が必要な方、または行動上著しい障がい者に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護等や外出時における移動中の介護等、総合的な援助を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ジャパンケア滝川
■ ヘルパーステーション ピーすふる
■ ヘルパーステーション のどか

### ◆重度障がい者等包括支援

常時介護の必要な障がい者で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護その他の支援を包括的にを行います。

## (2) 日中活動系サービス

### ◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に日中、施設において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

■滝川ほほえみ工房（定員：14人/日）
■滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：児童発達、放課後等デイサービスを含め 8人/日）
■トータルサポートリアル（定員：10人/日）

### ◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に必要な訓練を行います。

### ◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に必要な訓練を行います。

■トータルサポートリアル（定員：6人/日）
■生活訓練事業所ひなた（定員：20人/日）

### ◆宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がい者に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事等の自立生活に必要な訓練を行います。

### ◆就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

■滝川ほほえみ工房（定員：6人/日）
--------------------

### ◆就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

■コネクト（定員：20人/日）
■ヒューマンインターフェイス（定員：15人/日）

### ◆就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ 滝川ほほえみ工房（定員：40人/日）
■ 若草友の会共同作業所（定員：25人/日）
■ 滝川更生園（定員：30人/日）
■ 滝川新生園（定員：20人/日）
■ こころ（定員：20人/日）
■ 工房江部乙（定員：20人/日）

### ◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護が必要な方に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

### ◆短期入所

居家で介護を行う方の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者に施設に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（重症心身障がい児者対象 定員：1人/日）
■ 短期入所事業所えーる（定員：6人/日）

## （3）居住系サービス

### ◆共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう相談や日常生活上の援助のほか入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

事業所（定員）		4人	5人	6人	8人	9人	10人	合計
滝川ほほえみ会 8か所 41名定員	男			2か所	1か所			20人
	女	4か所	1か所					21人
はるか（こころ） 1か所 19名定員	男						1か所	10人
	女					1か所	男女併設	9人
滝川中央病院 2か所 12名定員	男			1か所				6人
	女			1か所				6人
雨竜会 3か所 14名定員	男		2か所					10人
	女	1か所						4人
合計 14か所 86名定員	男		2か所	3か所	1か所		1か所	46人
	女	5か所	1か所	1か所		1か所		40人

### ※グループホーム家賃助成

特定障害者特別給付費（補足給付）として、低所得の世帯または生活保護受給世帯の方が利用するグループホームの家賃を上限1万円まで助成します。

#### ◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

## 2. 障がい児通所支援

平成24年度の児童福祉法の改正により、障害者自立支援法による「児童デイサービス」から児童福祉法による「児童発達支援」「放課後等デイサービス」等の障がい児通所支援に改正されました。

#### ◆児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を供与します。

- |  |
|--|
| ■ 滝川市こども発達支援センター（定員：生活介護、放課後等デイを含め10人/日） |
| ■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：生活介護、放課後等デイを含め8人/日）   |

#### ◆医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。

#### ◆放課後等デイサービス

通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

- |  |
|--|
| ■ 滝川市こども発達支援センター（定員：生活介護、児童発達支援を含め10人/日） |
| ■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：生活介護、児童発達支援を含め8人/日）   |
| ■ トータルサポートリアル（定員：10人/日）                  |
| ■ こどもサポートハウスりすむ（定員：10人/日）                |

#### ◆保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児が保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が保育所、幼稚園、小学校等の集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を供与します。

### 3. 計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援

サービスの支給決定や継続のための計画作成のほか、地域での生活に移行するための準備や移行した後のサポートを行います。

#### ◆計画相談支援・障がい児相談支援

相談支援事業所の相談支援専門員がご本人やご家族の意向や希望の聴き取り調査を実施し、障がい者（児）個々の総合的な支援方針や本人にとって最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、個々の生活の目標を達成できるように、サービス等利用計画や支援利用計画を作成します。その他、日常の一般相談にも対応しています。

■ほほえみプラザ	(対象：者・児童)
■あおば	(対象：者)
■たきかわ社協すてっぷ	(対象：者・児童)
■滝川市子ども発達支援センター	(対象：児童)

#### ◆地域相談支援

##### ア 地域移行支援

障がい者支援施設や病院、また保護施設や矯正施設に長期間入所等をしていた障がい者に、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。

##### イ 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がい者に、夜間を含む緊急時の連絡や相談等のサポートを行います。

■ほほえみプラザ
■砂川市・ぼぼろ